

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市東植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道事業）上岩破地区）計画を変更することについて平成25年8月2日認可した。

平成25年8月9日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫